

朝霞市規則第 5 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和 4 9 年朝霞市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員は、」の次に「職員の扶養親族たる者（職員の」を、「含む。以下同じ。）」の次に「で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 7 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者」を加え、「（条例第 7 条に規定する扶養親族で同条例第 8 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」を削り、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。